

旬刊 速報税理

日本税理士会連合会監修

税務の動向

- 特別の事情や臨時改定事由があれば期中改定も / 6
- 定額法への切替年度を判定する保証率を新設 / 7
- 新規届出と変更届出とに分け取扱いを柔軟化 / 8
- 新規資産の償却方法届出なければ旧償却方法 / 9
- 配当優先・無議決権株式等の計算例解が明らかに / 10
- 耐用年数の短縮制度は10%以上の短縮が前提 / 11
- 徴基通の抜本改正の中でネット公売も実現へ / 12
- 受益者連続型信託の3パターンを新たに明記 / 13
- バリアフリー追加の増改築等工事証明書を告示 / 14
- 税制改正を受けリース会計基準を正式に公表 / 16

最前線Interview

改正法人税基本通達・平成19年度改正法令から読み解く
役員給与税制の実務ポイント / 26

特別資料

減価償却資産の新旧償却率・保証率等一覧表 / 17

シリーズ座談会

答のない実務の疑問～借地権課税 / 38

●カラーグラビア●

旬を聞く リゾート不動産の一斉公売を実施へ / 1

今旬のTAX ZOOM&FOCUS エンジェル税制を拡充、経済の活性化を目指す… / 2

今旬の数字 64 / 167(社) 繰越欠損金による繰延税金資産の資産性に否定的な企業 / 4

Keywordから探る税理士業務 事業承継税制 / 45

●その他のCONTENTS●

今日も乾杯! 平成18年度改正の実務留意点 / 20

税務区分事典 使用貸借と賃貸借の区分 / 22

5月の税情報 特殊支配同族会社役員給与の損金不
算入のチェックポイント(税理士・平川忠雄) / 24

ASBJニュース / 35

税務調査実務考現学 寄附金④ / 36

業種・業態アーカイブス マグロ缶詰製造業、液晶
ディスプレイ製造業、自転車製造業、金属洋食器
製造業、船用ディーゼル機関製造業 / 42

税理士のための掲示板 / 44



むしろ、住宅取得資金贈与特例で贈与者の年齢要件を外しておいて、後継者への交替時期に合わせて株式をシフトする際に精算課税の一般枠を使ったほうが「適用要件としては安心できますね」と活用パターンを示すのだ。

■ 実務に徹する専門家集団

さらにまた実務的には、遺言の内容を公正証書とする際には慎重な対応が求められると注意を喚起していく。例えば、財産の一部を部分的に遺言に書く場合などは公正証人に敬遠される典型的なケースだという。他の相続人の遺留分を侵害しているかどうか分からないというのがその理由のようだが、種類株式も同様のことがいえる。「種類株式の活用に当たって公正証書とする案が出ていましたが、種類株式だけを遺言にするのは現実的では

なく、現場の実務とのズレを感じますね」とも。

芝税理士法人ではこうした税務から派生する相続実務もノウハウとして蓄積し、伝承することをモットーとしており、マニュアル化による低価格競争とは一線を画す。

職員全員が税理士、公認会計士の有資格者であることも同法人の特徴の一つだが、こうしたノウハウで勝負する方針は相続に留まらず、ここ数年はM&Aでのデュー・デリ評価にも力を入れる。

「相続と違って、動いているものの評価なので難しいですが、やっていて面白いですね」

さらに続けて「税の世界も所得税や法人税に相続税の考え方を準用したり、またその逆もあつたりと相乗りしつつあります。どちらも理解していないと力がついてこないですね」と締め括る。

Key Word から探る税理士業務

事業承継のコンサルは通常業務の延長線上



東京税理士会 日本橋支部
小川 実 税理士(税理士法人HOP)

「新会社法で種類株式が使いやすくなるのが分かった頃から、仲間の間でもどう評価するのが話題となり、関心を持っていましたが、今回の取扱いはその取っ掛かりとなる形が出てきたのかなあ〜という印象です」

税理士法人HOPの小川実税理士はこのように話し、種類株式の評価の根本的な議論はこれから、との見方を示す。会社の解散価値を前提とした現行の評価通達に当てはめることに無理があり、新たに会社支配力を尺度とするような基準で評価す

るべきとの考えがあるからだ。

かといって、節税（相続税の評価減）が先にあるわけではなく、関与先にとって本当に必要なものであれば、その会社に合ったプランを提案することも必要だと強調する。

■ 評価方法は複数のほうが納得性ある

実際、種類株式を活用したいと思うような会社は関与先にも結構あるという。「特に創業社長や二代目がカリスマ経営者だったりすると、次の世代への事業承継をどうするか非常に難しい問題として浮上してきますね」と続けていく。

そこで種類株式を活用すれば、会社経営の点からは「支配権」を兄弟のうち後継者となる人に集めることができるし、相続対策の点からは「財産権」を分散させておくことができる。生前のうちに事業承継の道筋がつけられるわけだ。

具体的には、後継者に議決権のある株式を持たせて、他の同族株主には無議決権だけけど配当等はインセンティブのある株式を持たせるプランが典型的なパターン。その後、「株よりも現金」というニーズがあれば「場合によっては、金庫株という形で資金化することも可能ですね」と選択肢が広がることを歓迎する。

一方、税務においては、いろんな種類株の発行事例が出てきて、それを基に評価が固まってくるのが予想され、単純に議決権が有るか無いかで評価額が変わるというのも「ちょっと違うかなあ」というのが冒頭の発言だ。

解散価値を前提とする純資産価額方式において無議決権や拒否権付き株式と普通株式の価値が変わるかという、違わない。解散価値とは全く違

う会社支配に重きを置いた基準を採用するとか、類似業種比準方式の算式に議決権の要素を取り込むなどの対応が求められる、と展望する。

「株をもらった人にとって“これは何なのか”という観点が大切だと思います。そのうえで評価方法にもいくつかの選択肢が設けられ、納税者の選ぶ形にしたほうが、納得性の点からも理想的といえるでしょう」

■ 精算課税自体は事業承継に有効

もう一つの事業承継関連の「相続時精算課税の非上場株特例」についてはやや消極的な意見。

特例の選択後4年要件（社長就任等）は“縛り”がきつくて、クリアできなかった時に4年前に遡って暦年課税されるリスクを考えると、特例枠（500万円×20%）の100万円を払って通常の制度を選択するほうが無難というのがその理由。

「会社の資産規模が3,000万円ぐらいでしたら、あえて使う必要はありません。相続税の心配をされる方の多くは5億とか10億の資産をお持ちなので、暦年課税で最大50%まで課税されるリスクを負ってまで選択する人は少ないでしょう」

もちろん、通常の制度自体は実際に事業承継の有効な手段として使われており、社長交替とともに持ち株を移す際は暦年課税と比較にならないほど「良い制度ですね」と付け加える。

さらに税理士としても、関与先が一定規模になれば、毎期、株価の計算をしておくような対応も求められると指摘。「毎期の試算表や数年後の利益計画など（株価評価の）下地となる業務はしていますし、事業承継のコンサルティングもその延長線上にあると考えています」と力強く語る。

取材を終えて……

種類株の評価は疑問、相続時精算課税の非上場株特例は金額が物足りないというのが共通の意見。単に節税に走るのではなく、リスク面も考慮して説明責任を果たそうという姿勢がうかがえる。事業承継税制が納税猶予として花開くのか、もうしばらく今後の動向をみていく必要があらう。(米)